

令和7年度インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン安定供給方針

1 目 的

北海道におけるインフルエンザワクチン及び新型コロナワクチン接種の円滑な実施を確保するため、関係機関が連携・協力し、ワクチンの安定供給に努めることとする。

2 各関係機関の実施事項

(1) 北海道

- ア 医薬品卸売販売業者の協力を得て、適宜、ワクチンの入荷、供給、在庫状況を把握するとともに、保健所等を通じて、道内のワクチンの需給状況等に関する情報などを収集し、これらの情報等を総合的に勘案のうえ、必要に応じ、医療機関及び医薬品卸売販売業者等に必要な協力を要請するなど、安定供給に努める。
- イ 医薬品卸売販売業者に対し、ワクチンの確保予定量、供給量、在庫量、融通状況等についての調査を実施する。（10－3月）
- ウ 必要に応じ、医療機関に対し、ワクチンの接種者数、在庫量、接種応需可否等についての接種状況等の調査を実施する。

(2) 市町村

- ア 保健所設置市は、必要に応じ、ワクチン接種状況等を把握し、これらの情報を提供するなど、住民の円滑な予防接種の実施に努める。
- イ 全ての市町村は、予防接種法に基づく定期の予防接種について、インフルエンザの流行時期に間に合うように、接種を希望する者が12月中旬までに接種が受けられるよう計画を策定することとされていることから、当該期間内での予防接種の実施を推進する。
- ウ 全ての市町村は、北海道が実施する接種状況等の調査に協力する。

(3) 北海道医師会及び郡市医師会

ワクチンの安定供給に資するための情報収集に努め、必要に応じ、各会員への情報提供に努める。

(4) 医療機関

- ア 需要に見合う適正量の確保に配慮するとともに、保健所や市町村が行うワクチン需給状況や接種の可否等に関する調査等に協力する。
- イ ワクチンの予約、注文を行う際には、昨年度の使用実績を大幅に上回らないものとし、返品を前提とした注文や在庫管理を行わない。
- ウ 市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響を考慮し、医薬品卸売販売業者の行う分割納入に協力する。
- エ 納入されたワクチンについて、貯法を遵守して品質を確保するとともに、ワクチンに不足が生じ、使用予定のないワクチンの融通の要請があった場合には、積極的に協力する。
- オ バイアル製剤においては、ワクチンの取扱いの注意等に留意した上で、その効率的な使用に努める。

(5) 北海道医薬品卸売業協会

ワクチンの安定供給に係る情報を収集するとともに、医薬品卸売販売業者の連携・協力に關して、必要な調整に努める。

(6) 医薬品卸売販売業者

- ア ワクチンの安定供給のため、医療機関等における必要量のワクチンの供給に努める。また、必要に応じ、地域間、営業所間の在庫融通や、北海道医薬品卸売業協会等を通じ医薬品卸売販売業者間の情報交換等による円滑な供給に努める。
- イ 追加注文を受ける際には、医療機関の在庫量等を考慮のうえ、適正量とする。
- ウ 流通するワクチンの在庫量に与える影響を考慮し、分割納入を行う。
- エ 北海道が実施する供給量、在庫量等についての調査に協力する。

3 各関係機関の連携

- (1) 北海道、市町村、北海道医師会及び郡市医師会、医療機関、医薬品卸売販売業者は、ワクチンの安定供給等に関して相互に連絡・情報交換に努める。
- (2) 北海道は、各関係機関の調整を行う。

4 その他

その他ワクチンの安定供給等に関して、新たな対応が必要となった場合は、必要に応じて安定供給連絡会議等を開催し、協議する。